

平成29年度 岐阜県サービス管理責任者等研修実施要項

1 研修の目的

障害者総合支援法等の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識と技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的として実施します。

2 実施主体

岐阜県（社会福祉法人岐阜県福祉事業団 障害者地域支援・研修センターが岐阜県から委託を受け実施します。）

3 研修分野・日程・場所

| 分野 | 障害福祉サービス等 | 開催日 | 研修会場 |
|------------------------|------------------------|------------------------------------|---------------------------------|
| 共通講義 | | 平成29年11月8日(水) | 不二羽島文化センター みのぎくホール |
| 【サービス管理責任者研修】 | | | |
| 介護 | 療養介護 生活介護 | 11月29日(水) 30日(木) | テクノプラザ プラザホール 第1・第2会議室 |
| 地域生活 (知的・精神) | 自立訓練(生活訓練) 共同生活援助 ※ | 12月 7日(木) 8日(金) | テクノプラザ プラザホール |
| 就 労 | 就労移行支援 就労継続支援 | 12月13日(水) 14日(木) | 不二羽島文化センター 401大会議室 301会議室 |
| 地域生活 (身体) | 自立訓練(機能訓練) | 平成30年 1月25日(木) 26日(金) | テクノプラザ 第1・第2会議室 |
| 【児童発達支援管理責任者研修】 | | | |
| 児 童 | 障害児入所支援 障害児通所支援 | 平成30年 1月17日(水) 18日(木) 19日(金) | 不二羽島文化センター 401大会議室 301会議室 |

※共同生活援助については、身体障がい者も対象に含まれますが、分野については、従前のおり地域生活(知的・精神)とします。

●共通講義(11月8日開催)について

受講決定者は、共通講義と各分野を受講する必要があります。

サービス管理責任者は共通講義(1日)と各分野(2日)で3日間

児童発達支援管理責任者は共通講義(1日)と分野(3日)で4日間

なお、平成18年度～28年度のサービス管理責任者等研修を修了され修了証の交付を受けた方は、共通講義を受講する必要はありません。この場合は、ご希望の分野別カリキュラムのみ受講してください。



●研修会場について

<不二羽島文化センター> (羽島市文化センター)

住所： 羽島市竹鼻町丸の内6-7 電話：058-393-2231

<テクノプラザ>

住所： 各務原市テクノプラザ1-1 電話：058-379-2232

4 受講対象者

次の①②すべてに該当する者

①前述3の「研修分野・日程・場所」に掲げる障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置されている者、又は配置予定の者

②サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験（別紙3、別紙4）を満たす者

※研修の受講要件と指定障害福祉サービス事業所等の指定要件は必ずしも一致していませんので、ご承知おきください。（事業所指定申請時に必ずお確かめください）

《配置要件について》

- * サービス管理責任者となるためには、サービス管理責任者として従事する時点で、実務経験（別紙3）と2つの研修（サービス管理責任者等研修及び相談支援従事者初任者研修）を修了することが必要です。
- * 多機能型の運営において、複数種類の事業のサービス管理責任者等を兼務する場合は、サービス管理責任者等研修のうち、該当する種類の事業に係るすべての分野別カリキュラムを修了することが必要です。
- * 児童発達支援管理責任者となるためには、児童発達支援管理責任者として従事する時点で、実務経験（別紙4）と2つの研修（児童発達支援管理責任者研修等（注1）及び相談支援従事者初任者研修）を修了することが必要です。（注1）改正前の「サービス管理責任者研修（児童分野）」を含みます。

5 募集定員

共通講義については、概ね200人とします。

分野別カリキュラムについては、各分野につき、50～100人程度としますので、申込書に受講を希望される分野の優先順位を明記してください。

※ 申込者多数の場合は、選考により受講者と受講分野を決定させていただきます。

6 受講申込み

| 提出書類 |
|---|
| ①別紙様式1 「平成29年度 岐阜県サービス管理責任者等研修申込書」 |
| ②別紙様式2 「平成29年度 岐阜県サービス管理責任者等研修 実務経験証明書」 |
| ③資格証明書の写し (実務要件を満たすのに必要な方のみ) |
| ④平成18年度～平成28年度のサービス管理責任者等研修の修了書の写し (既にサービス管理責任者等研修を修了されている方のみ) |



- ※1 受講を修了した者には修了証書を交付することとしているので、受講者の氏名については、楷書で記載するとともに誤字・脱字のないようお願いいたします。
- ※2 現在、所属事業所がある方は、所属長の推薦を受け、公印を捺してください。所属のない方は、個人参加の旨を記入してください。
- ※3 申込書類に不備があった場合は、受講不可といたします。
- ※4 別紙様式1～2の記入例がありますので、ご記入される際にはご参考願います。
- ※5 **記載内容を確認することがありますので、提出書類は必ず写し（コピー）を取っておいてください。**
- ※6 提出された書類は受講の可否に関わらず、返却致しませんのでご了承ください。

●同一事業所で複数申込の場合は、できる限りまとめてご提出ください。

※重要

別紙様式2「平成29年度 岐阜県サービス管理責任者等研修 実務経験証明書」について

「平成29年度 岐阜県サービス管理責任者等研修」の申込みに関し、「平成29年度 岐阜県相談支援従事者初任者研修」の申込みに関し提出した「平成29年度 岐阜県相談支援従事者初任者研修 実務経験証明及び申告書」の写し（コピー）（現事業所の原本証明がされたもの）を有効といたします。

また、「平成29年度 岐阜県相談支援従事者初任者研修」に申込みをされた方は、コピーした別紙様式2の右上に、「平成29年度 岐阜県相談支援従事者初任者研修」の受講番号または管理番号を記載してください。

なお、写し（コピー）を提出できない場合は、認められません。

※提出された書類は受講の可否に関わらず、返却致しませんのでご了承ください。

申し込みはこちら

●申込締切および提出方法

* 締切 平成29年 8月 7日（月） 17：00【必着】

※締切後の申込は一切受け付けません。

※申込書類の内容について問い合わせることがあります。

余裕を持ったお申し込みにご協力をお願いします。

* 提出先 障害者地域支援・研修センター



（ひまわりの丘地域生活支援センター内）

〒501-3938 関市桐ヶ丘3-2

* 提出方法 配達を確認できる方法（特定記録郵便、簡易書留郵便）または持参にて提出してください。（FAX、メール便、E-mail 不可）

ご注意願います！

- ① 受講申込において提出する書類に虚偽の申告が認められた場合には、受講申込を取り消し当該年度及び次年度以降の当該法人からの受講をお断りする場合があります。
- ② できる限り、皆様のご希望に添えられるようにいたしますが、定員等の事情によりお断りする場合がございますので、ご了承ください。
- ③ 提出された書類は受講の可否に関わらず、返却致しませんのでご了承ください。
- ④ 申込内容の変更および受講決定後のキャンセルはお受けできません。申込時に十分ご検討ください。
やむを得ない理由でキャンセルされる場合は、証明をお願いします。

7 受講の可否決定通知の送付

- 発送時期 平成29年10月中旬(予定)
- 通知先 申込書記載の事業所宛(個人での参加の方は個人宛)へ通知します。
万が一、平成29年10月16日(月)ごろを過ぎても通知が届いていない場合は、
障害者地域支援・研修センター(TEL 0575-23-2551)までご確認ください。

8 研修会費用(振込み)

研修会費用として下記の表の通り資料代等のご負担をお願いいたします。複数の分野を受講する方については、受講分野数に応じた費用負担となりますので、ご了承ください。

なお、ご負担いただく金額につきましては、受講決定通知時に請求書等の関係書類を同封いたしますので、各自で振込みをお願いいたします。

また、振込み手数料・旅費及び滞在費につきましては、派遣者側の負担となります。

※振り込み後のキャンセル・欠席等は、いかなる場合においても返金できません。予めご了承ください。

| 講義名 | 資料代等 |
|-------------|--------|
| 共通講義 | 6,500円 |
| 各分野(1分野につき) | 6,500円 |

9 事前課題(受講決定者)

各分野別研修により、事前課題の有無および提出期日が異なります。

詳細については、受講決定時にご案内しますのでご確認ください。

決められた期日までに事前課題を提出されない場合は、受講できません。
提出についてはご注意ください。

10 修了証書

全課程を修了した方には岐阜県知事名の修了証書を交付します。

遅刻・早退・欠席した場合は、原則、修了証書は交付されません。

また、受講態度の悪い方(私語、居眠り、携帯電話の使用等)も修了証書が交付されません。

11 個人情報

障害者地域支援・研修センターの研修参加の手続きの際にお聞きした個人情報は、参加の承認・受講料の徴収・お知らせ等に利用すると共に、修了証作成のために岐阜県へ提供します。

また、提出された個人情報は研修以外の目的で使用せず、個人情報保護法に則り適正に管理致します。

12 その他

車いすのご利用や座席の配慮等、サポートが必要である場合は、別紙様式3「受講に当たっての配慮の申出書」をご記入ください。なお、詳細については直接確認を取らせていただく場合があること、また希望に十分対応しきれないことがあることをあらかじめご了承ください。

13 問い合わせ先

宛先：障害者地域支援・研修センター

(ひまわりの丘地域生活支援センター内)

住所：〒501-3938 関市桐ヶ丘3-2

TEL：0575-23-2551 / 担当：森藤 高橋 井川

*お電話の際は、はじめに「研修についての問合せ」とお伝えください

